

(別添4)

佐賀県介護支援専門員更新研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

研修対象者は、次のいずれかに該当するものであって、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者(以下「実務未経験者」という。)
- ② 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(以下「実務経験者」という。)

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施することとする。

(2) 実務未経験者に対する更新研修内容

実務未経験者に対する更新研修で行うべき科目については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の第2号により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、科目、目的、内容及び時間数については、原則として別添3「介護支援専門員再研修実施要綱」の3の(2)「研修課程等」と同様とし、合計54時間以上とする。

(3) 実務経験者に対する更新研修内容

実務経験者に対する更新研修で行うべき科目については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の第3号により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、科目、目的、内容及び時間数については、原則として別添2「介護支援専門員専門研修実施要綱」の3の(2)「研修内容」と同様とする。

なお、実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容とし、合計88時間とする。また、実務経験者として介護支援専門員証の更新をしようとする者が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容とし、合計32時間以上とする。

4. 実施上の留意点等

- (1) 介護支援専門員証の有効期間中に、別添3「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく研修を

修了している者については、法第69条の8第2項の規定に基づき、実務経験者に対する更新研修のうち、専門研修課程で履修した課目と同内容の課目を免除することができることとする。

(2) 当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。なお、受講者がやむを得ない事情により、更新研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する更新研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から登録地の都道府県に申し出ることにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。